

第八四回

参第一〇号

労働基準法の一部を改正する法律（案）

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「四十八時間」を「四十時間」に改め、同条第二項中「四十八時間」を「四十時間」に、「定」を「定め」に改める。

第三十五条第一項中「少くとも一回」を「少くとも二日」に改め、同条第二項中「四日」を「八日」に改め、同条に次の一項を加える。

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第一項の規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて、毎週与える休日を少なくとも一日とし、又は四週間を通じて与える休日を少なくとも四日とすることができる。第三十六条ただし書を次のように改める。

ただし、労働時間を延長する場合にあつては、一日につき一時間、四週間につき十時間を超えてしてはならないものとし、休日に労働させる場合にあつては、四週間につき一日を超えてさせてはならず、かつ、遅滞なく特定の一労働日において労働をさせない措置をとらなければならないものとする。

第三十六条に次の一項を加える。

使用者は、坑内労働その他命令で定める健康上特に有害な業務については、前項の協定による場合においても、労働時間を延長してはならない。

第三十七条第一項中「若しくは前条」を「又は前条第一項」に改め、「、若しくは休日に労働させた場合又は午後十時から午前五時（労働に関する主務大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの間において労働させ」、「又はその日」及び「又は労働日」を削り、「二割五分」を「百分の五十」に改め、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

使用者が、第三十三条又は前条第一項の規定によつて休日に労働させた場合においては、その日の労働については、通常の労働日の賃金の計算額の百分の百以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

使用者が、午後十時から午前五時（労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の百分の五十以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

第六十条第二項中「四十二時間」を「三十五時間」に改め、同条第三項を削る。

第六十一条を次のように改める。

(女子の休日労働の禁止)

第六十一条 使用者は、十八歳以上の女子については、第三十六条第一項の協定による場合においても、休日に労働させてはならない。

第百十九条第一号中「第三十六条ただし書」を「第三十六条第一項ただし書若しくは第二項」に、「第六十条第二項若しくは第三項」を「第六十条第二項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十三年十月一日から施行する。

(中小企業者に関する暫定措置)

2 次の表の上欄に掲げる日に中小企業者(常時雇用する労働者の数が三百人(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業を主たる事業とする事業主については百人)又は資本の額若しくは出資の総額が一億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については三千万円)以下の事業主(地方公共団体並びに特別の法律に基づき設立された法人であつて国又は地方公共団体がその資本金の全部又は一部を出資しているもの及び政令で定めるこれに準ずるものを除く。)をいう。)に該当する者については、同日から同表の下欄に掲げる日までの間(以下附則第五項において「旧法期間」という。)は、それぞれ改正後の労働基準法の規定(第三十七条の規定(同条に係る罰則を含む。))を除く。)は適用せず、改正前の労働基準法(以下附則第三項及び附則第五項において「旧法」という。)の規定(第三十七条の規定を除き、罰則を含む。)の例による。

この法律の施行の日	昭和五十四年三月三十一日
昭和五十四年四月一日	昭和五十四年九月三十日
昭和五十四年十月一日	昭和五十五年三月三十一日
昭和五十五年四月一日	この法律の施行の日から起算して二年を経過する日

(割増賃金に関する経過措置)

3 この法律の施行前にした旧法第三十七条第一項に規定する労働に係る割増賃金については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

4 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる割増賃金に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 附則第二項の規定により旧法の規定の例によることとされる場合における行為に対する罰則の適用については、当該行為に係る旧法期間を経過した日以後においても、なお旧法の規定の例による。

(従前の賃金についての使用者の努力義務)

6 使用者は、この法律による労働条件の基準の引上げがその事業経営に及ぼす影響を理

由として、労働者の従前の賃金を減額することのないように努めなければならない。

理 由

労働者の健康の確保及び生活の向上に資し、労働時間短縮化の国際的動向に対応し、更に、雇用機会の増大にも寄与するため、週休二日制、一週四十時間労働制等の制度を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。